

校長会 永井清司校長会長他 3名 知教労 佐田京美委員長他 4名

## 1 労働安全衛生法の実効性のある整備・運用

### ①出退勤時刻の記録の整備について

(校長会長) 昨年度の宮島会長から市町会長会で提案していただいた。各校で行っているはずだ。

(知教労) 県の調査には、全校が出すだろう。形はそろってきているが、毎日書かずコピーして出す人があるなど意識の低い職場もあると聞く。

(校長会長) そのようなことの無いよう、校長会でも話が合った。

(知教労) 休憩が勤務時間内に取れない。実働7時間45分で勤務解除をすべきだ。

(校長会長) 文書では出せない。何か用事があるときは、検討するのはよい。

(知教労) 今年も4月分が出退勤の情報公開による調査をする。毎年整備できていないところがある。

(校長会長) 4月は立ち上げの時期なので、超過時間が多少増えるのは分かるが、書式が整備されていないのは分からない。

### ②80時間以上の超過勤務者を産業医の面接対象に

(知教労) 出退勤時刻の記録だけでは、実質的に過労死防止に役立っていない。

(校長会長) 例えば、本校では、(超過時間が)多い人には何をやっていて、どこに問題点があるのか把握しようとしている。会長会で書く市町の様子も聞きたい。

(知教労) (過労死などの事故があった場合)記録を正しく取っていた方が管理職側としてもよいのではないか。

### ③勤務の割振り変更簿の整備と運用について

(知教労) 割振り(変更)簿の整備は進んでいるが、実際に機能しているのか。

(校長会長) 用事があれば、割振りを使うように声を掛けている。

(知教労) きちんと取らせるのが本来のあり方だ。

(校長会長) 例えば、本校では、長期休業中に動向表に割振りを書くなどしている。

(知教労) 知教労と県教委との(7項目の)割振り対象を明示すべきだ。

(校長会長) 県教委から指示は出ていない。話題提供として、会長会で話していきたい。

## 2 包括的業務命令について

(知教労) 鳥居裁判の判決が最高裁で確定し、「包括的業務命令」が認められた。周知してもらいたい。

(校長会長) この問題は、公務災害の認定に関する事例として扱われていることではないのか。

(知教労) 判決は、時間外でも勤務と認めている。知多

管内で同様の公務災害が起きたり、損害賠償の訴訟が起きたりしたときは、この判例がよりどころとなる。

校長会としても対応しておくべきではないか。

(校長会長) 健康を害してまでも時間外勤務をして欲しいと思っていない。検討はするようにする。

(知教労) 鳥居先生本人から、「私のような例が今後出てくることを避けて欲しい」という話を聞いている。

## 3 部活動のあり方について

(知教労) 包括的業務命令としての勤務であり、自主的なボランティアではない。

(校長会長) 完全なボランティアだとは思っていない。

(知教労) 配属された部活動をなんとか(運営)したいという心情は当然だ。長時間の練習や休日の対外試合もしている。

(校長会長) やっていただいているという気持ちはあるが、何が何でもやりなさいということではない。

(知教労) ボランティアではないという立場に(校長会として)立ってもらいたい。

(校長会長) 今後、(校長会)法制でも話が出るだろう。県や尾張(校長会)からの情報を聞きながら考えたい。

(知教労) 家庭の日は部活動をやめるように、週のうち土日のどちらかを休むように指導して欲しい。

(知教労) ぜひ知多管内全体の認識になるように話していただきたい。

(校長会長) 課題として話している。

(知教労) 部活動への教員の参加を自由化してもらいたい。

(校長会長) 例えば、中・小体連では教員の引率が大会参加の条件となっている。それもあって難しい。

(知教労) どこかで歯止めを掛けないといけなない。

(校長会長) どんどん増える方向は残念なことだ。

## 4 副教材の選定について

(知教労) 「知多の友」や「数学のリープ」などの教材を自由に選定できないのはおかしい。

(校長会長) 知多の子どもたちにより近い題材で提供できるようにしている。

(知教労) 「私たちの道徳」を文科省から仕様の押し付けがないようにしてもらいたい。

## 5 パワハラ・セクハラ防止

(知教労) 愛知県から3年前に出された再度全員に配布し、周知徹底を図って欲しい。

(校長会長) どこかのタイミングで出せるようにしていきたい。